

思います。従つてそれは第二方式、第三方式などの方法もあるのであるから、むしろその道をあけておるのであれば、無視してもいいのではないかと。もしこれを税率を上げるということでは、そういう意味ではなくて、むしろ増税の道を開くのだ、こういう趣旨に解さざるを得ないのであります。

それから同時に伺ひしておきたいのは、川島長官の説明要旨の中に、改正事項の市町村民税に関するところでありますが、第一に税率の調整をはかることと書いてある。それで「その税率を明らかにし、現行の課税限度額の規定を除くことによつて高額所得者と低額所得者との間の負担の均衡をはかろう」としているのではありませんか。ところが今度四ページにあるのです。ところが今度の改正によつてはこの趣旨は達成されないのじゃないか、むしろ課税総額というものを、今までは七・五％に抑えられてあったのを野放しにすることによつて、税額全体を増税する道を開いたけれども、しかしこういふふうには高所得者と低額所得者との負担の均衡をはかろうという趣旨ならば、三百十三条というものは別個の形になつてこなければならぬ。すなわち第二方式あるいは第三方式というものがあつて、いかに地方団体がこのようにな負担の均衡をはかろうとしても、最高税率が七・五というのがある以上は、やはり高所得者にはそれとくらゐのものはかけられない、むしろ全体の税収を上げようと思へば、低い方の人たちの税金を上げなければならぬような結果になつてきておるのです。だからもしも大臣が説明された要旨のごとくにするならば、三百十三条第二項、第三

項といふものをむしろ削除すべきではないか。第一項の方を削除するといふことはおかしいのじゃないか。第一項を改正するといふことは、むしろ地方団体が住民税の額を野放しに取つてもよろしいという道を開いたのだ、このように考えなければならぬのだから、私の言ひは間違つておられますか。

○奥野政府委員 前段の問題は、住民税の所得割の税率を改訂いたしましたところについては影響はないものと考へております。第一方式の所得割課税方式を採用している団体についてだけ問題があるわけでありませんが、今回の税率改正を行いませんと二十六億円ぐらゐ減収になりますので、地方財政の状況からいって放置できない、かように考へておるわけでございます。

後段の問題につきましては、第一方式では所得税額を課税標準として、標準税率と制限税率の規定を設ける、こういうふうに変更しようとしておるのでございます。もしこれを従来の姿のままにしておきました場合には、年所得四百万円ぐらゐの人の一五％の税率が課税総所得金額の七・五％に相当いたします。従ひましてそれをこえる所得の人たちにつきましては、一般には一五％という比例税率を使つておられます。漸次所得が多くなるに従ひまして、比例税率は逆に下げていかなければならぬといふふうな、矛盾した状態を引き起してくるわけでございます。そういうところから今回、この長官の提案理由の説明に書いてあるような考え方で改正を企てたわけでございます。第二方式、第三方式について制限税率の規定をはずしたらどうだろう

かというお考え、これも一つのお考えだろうと思つてございます。ただ所得を課税標準としたしまして国でも所得税を課しておるわけでございますし、市町村でも住民税を課しているわけでございます。従ひましてどの程度をお互いの税源と考へていくかといふふうなことで、大きな一線を画しておかなければならぬのじゃないか、このように考へておられるわけでございます。そういうことが考へられるわけではございません。そういう意味で従来府県民税と市町村民税を合せました姿によりまして、大体課税総所得金額の一〇％を住民税の額に留保しよう、その範囲内であればどのような累進税率を採用しよう、市町村がその市町村の事情に適合した姿において運営すればよろしいのだ、こういう考へ方になつておるわけでございます。従ひましてまた制限税率をはずすということにつきましては、国税との関係もございまして、適當ではないといふふうに思つておるわけでございます。ただ、今申し上げましたような意味において、課税総所得金額の一定範囲内を市町村民税の税源として留保する、そのワクの中でどのような税率を採用するかは市町村の任意である、こういう考へ方をとつておるわけでございます。しかし高所得者において七・五％をこえても、もつと高い負担を求めてもいいのじゃないか、これは考へ方としてもちろんあることだと思ひます。しかし七・五％を撤廃すべきだとするこゝろ、こゝろとはやはり適當ではなからう、こゝろこゝろに考へておられます。

○北山委員 今の点ちよつと明瞭でないのですが、要するに三百十三条の第二項といふいわゆる制限税率の七・五％、これはその当該の市町村なら市町村において、全体として課税総所得金額の七・五％以内であればよろしいといふのであるか、あるいは個々の納税義務者について、制限税率といふものは七・五％以下でなければならぬか。これは去年の審議の際にも若干問題になつたのでありますが、ただいまのお話ではやはり従来普通に考へられておるようによつて、個々の納税義務者の最高制限税率といふものは七・五％以内でなければならぬ、こゝろこゝろに解するわけではございません。そうするとお話の通りにはならなくなる、所得が非常に多い人でも七・五％以上はかけられないことになつてしまふから、今度それ以下ということになるわけでございます。それ以下でこの累進の税率といふものを刻んだ場合には、あまり刻み方が合理的にできない、ずつと下げてしまへば今度は税収が上らぬようになつてくるわけでございます。従つて地方団体は困るから、そこでたゞし書きの方によつて基礎控除以外の扶養控除なり勤労控除をしないよ、うな負担をむしろ下の方へかけるよ、うな傾向になつていくのは、そこに問題があるわけなんです。だからもしもその市町村における住民税の所得割といふものが、総所得金額の七・五％以内ならよろしい、個々の納税義務者については隨意に累進税率を考へ得る、こゝろこゝろに解されるなら、また市町村ごとに適宜の方法をとれるかもしれない、その点をはずりしていただきたいと思ひます。

○奥野政府委員 税法の字句の使い方から見ていきますと、七・五％以上の率を用いることができないように考へられるわけでございます。しかしながら五％、これはその当該の市町村なら市町村において、全体として課税総所得金額の七・五％以内であればよろしいといふのであるか、あるいは個々の納税義務者について、制限税率といふものは七・五％以下でなければならぬか。これは去年の審議の際にも若干問題になつたのでありますが、ただいまのお話ではやはり従来普通に考へられておるようによつて、個々の納税義務者の最高制限税率といふものは七・五％以内でなければならぬ、こゝろこゝろに解するわけではございません。そうするとお話の通りにはならなくなる、所得が非常に多い人でも七・五％以上はかけられないことになつてしまふから、今度それ以下ということになるわけでございます。それ以下でこの累進の税率といふものを刻んだ場合には、あまり刻み方が合理的にできない、ずつと下げてしまへば今度は税収が上らぬようになつてくるわけでございます。従つて地方団体は困るから、そこでたゞし書きの方によつて基礎控除以外の扶養控除なり勤労控除をしないよ、うな負担をむしろ下の方へかけるよ、うな傾向になつていくのは、そこに問題があるわけなんです。だからもしもその市町村における住民税の所得割といふものが、総所得金額の七・五％以内ならよろしい、個々の納税義務者については隨意に累進税率を考へ得る、こゝろこゝろに解されるなら、また市町村ごとに適宜の方法をとれるかもしれない、その点をはずりしていただきたいと思ひます。

○北山委員 それが実際にむずかしいのではありません。それが現実にはむずかしいから問題があるわけなんです。ただ率だけをきめるのが合理的に率を、あるいは単純累進でもいいですが、そういうふうにしてきめるだけが目標じゃないので、それに基づいてその市町村がやはり必要とする税収を上げなければならぬといふことで、それぞれの市町村の所得階層別にその率をやらうとした場合に、実際問題として非常に困るわけなんです。従つてある程度の税率は七・五％と定められておるから、その中で率をきめる場合に、下の方に重いような負担がかかるような率をきめておるのです。だから、こゝろ第二方式といふのは問題がある。またたゞし書きによつて扶養控除も勤労控除も差し引かれないうふうなめちやくちやなやり方をとるところが多くなつてきておる。従つてこゝろに少くとも大臣の説明要旨の中に書いてある高額所得者と低

額所得者との間の負担均衡をはかり
とするならば、それには今度の改正は
当てはまらない、私どもはそう考え
るを得ない。むしろそれぞれの市町村
の税収というものを野放しに上げる、
最高制限というものをやめてしまつ
て、必要によつては増税もできるとい
うような道を開く、ここに今度の改正
の目標があるんだ、こういうふうに考
えられるわけです。これがまた府県民
税においてもあるいは市町村民税にお
いても率をそれぞれ上げた、もしこれ
を両方加えていくと、最高制限率まで
いった場合には百分の二十四になるの
です。両方とも制限税率までいった場
合には、これは前には百分の十八でござ
いましたからして六分も、最高までい
けば上げ得る増税の道を開いておるん
だと私どもは解釈をせざるを得ない。
従つてなせ第一方式だけにしないのか。
もしも大臣が説明の通りにお考えになつ
ておるならば、第一方式にも問題がござ
います、第一方式一本やりでなせいで
けないか。これは計算をしてみれば、昨
年度の国の所得税額はたしか二千九百
億、実際に収入されたものは二千八百
五十五億です。ですから、これに対する
パーセンテージを出して、それでも一
応ことしの地方財政計画にあるところ
の税収は、大体確保できるような数字
が出てくるのです。第一方式をとつて
です。昨年の所得税の実徴収額を基礎
にして、そうして標準税率の百分の十
八という率をかけていって、ちよりと
ことしの地方財政計画の五百何億です
か、それが大体確保できるような数字
になるのです、財政計画上も差しつかえ
ないように思ふのですが、なぜ百分の
十三とそれから府県税の場合には百分

の五、合計百分の十八でいけないかと
いうのです。なぜこの幅を上げていく
のか、そのわけを一つ聞かしていただ
きたい。

○奥野政府委員 第一方式だけに限定
いたしました場合には、いろいろな障
害も起きてくるということを先般来申
し上げたわけでございします。なるたけ
住民の負担が市町村間において均衡の
とれていることが望ましいわけであり
ますけれども、しかし第一方式によれ
ばその市町村内の円満を保持する上
において適當かといふと、そうでは
ない市町村も相当多数出てくるわけで
ございします。そういうような意味で、あ
る程度課税の方式には幅があつた方が
いいのじゃないだろうか。しかしそれ
がために、北山さんが指摘されますよ
うに、低額所得者に特に重い負担を負
わせるようなことはあつてはならない
と思ひます。ただ、北山さんが御指摘
になりましたように、第二方式を使い
ながら超過累進の税率を採用しようと
します場合には、どうしても下の方に
重い負担がかかりがちだと思ひます。
私たちがそれを心配しているものであ
りますから、近年來單純累進の税率の
きめ方をするように指導して参つてき
ておるわけでありまして、また相当多
数の市町村が單純累進の税率を採用し
てきている、こういうふうな考へてい
るわけでございします。なおそれで十分
でなければ、超過累進の税率をきめて
も總負担額が七・五%をこえなければ
よろしいのだ、こういうような改正の
仕方もあるわけでございしますけれど
も、現行制度において大体私が今申
し上げているような方向にきている
ではないだろうか、従つて制度改正を
しなくても市町村におきまして適當な

課税方式が採用されるのではないだろ
うか、そういうふうに期待をいたして
おるわけでございします。ただ、第二方
式で相當の増収を上げております団体
につきまして、直ちに第一方式によら
なければならぬ、こういうようなこ
とをした場合には、必ず相當の減収を
生ずるわけでございします、その減収
をどこで補てんをするか、そのことの
よしあしは別にいたしまして、この
減収を補てんするという問題が起きて
くるわけでございします。地方財源の總
額が増減できますならば、相當な課税
方式の改正も可能になつてくるわけで
ございしますけれども、今申し上げま
すような事情から、地方財政計画上も
第一方式による収入のみならず第二方
式による相當の増収も期待しているよ
うな形になつておりますので、ちよつ
とむずかしいというふうに考へており
ます。

○北山委員 今第一方式だけにすれば
相當減収になるといふのですが、要す
るに今まで不適當な増税をやらして
おつたのです。これは制度の欠陥で、
何も市町村は喜んで第二方式なりある
いはただし書きをとつたわけではな
い。ただ制度の欠陥上、どうしてもし
やにむに税収を上げた、税収を上げ
るためには、今申し上げたように扶養
控除なんかをしなさい、あるいは勤勞
控除をしないでとるような、下に厚い
ような負担のかけ方をせざるを得ない
ところに追い込まれておる。むしろ今の
地方税法というものは、そういうことを
ちゃんと考へて、最高限七・五%とい
うものをきめておいて、そしてそれ以
内におつておいて、しかも一方に
おいてはある程度の税収をどうしても
確保せよとする、そういうところ

にほくは地方税法の非常な巧妙な、非
常に悪いところがあると思ふのです。
低額所得者に対しては非常に冷酷な面
があると思ふのです。ですから、私は
申し上げるのですが、これは各市町村
とも非常に困つてゐる。ただいま佐賀
市の陳情のお話の中にも、やはり佐賀
市ではこの第二方式のただし書きによ
りたはれないと思ふのです。あゝい
都市においては、ことさらそういうふ
うな下の方に重いような市民税をとり
たくはない。とりたくはないが、ある程
度の税収を上げなければならぬから、
しかも今地方税法の第三百三十三條の
第二項では最高の限度が押えられてお
るから、そういうふうなやり方をとら
ざるを得ないのです。そこにこの市町
村民税のとおり方における税制上の非常
に大きな欠陥がある。むしろ大臣が言
われるように、現行の課税限度額の規
定を除くことによつて、高所得者と
低額所得者との負担の均衡をはかり
とするならば、なぜそこまで手をつけ
て、もう少し改善する道を考へなかつ
たか、こういうところに私は非常に疑
問を持つ。少くとも第二方式の本文ぐ
らいで、ただし書きのやり方はやめて
しまつた方がよくはなかつたかと思
うのですが、その点そのただし書きをや
めると税収に一体どれくらいの違いが
あるか、ただし書きをやつてゐる市町
村はどのくらいあるか、これを一つお
聞きしたい。

○奥野政府委員 御承知のように所得
税の納税義務者は漸次減少して参つて
いるわけでございします、特に農村方
面においては著しい減少を見るように
なつてきていますのでございします。所得
税の姿といたしましてはそれがむしろ
望ましいのではないかとと思ひます。し
かし市町村民税になつて参りますと、
これはそれぞれ個別の市町村を、国と
して見ていただかなければならぬ。そ
の個別の市町村の中におきまして所得
割を納める者がほとんどなくなつてし
まつたのでは、むしろ市町村民税とし
てはなかなか住民の納税が得られにく
くなつてくるのではないかと思ふので
ございします。そういう意味で、所得税の
納税義務者がほとんどなくなつたよ
うな市町村におきましては、むしろ第
二方式のただし書きを採用することに
よりまして、広く市町村民税の所得割を
負担してもらふという方式を採用する
ようになってきていふのでございしま
して、これはやはり市町村民税という姿
から見ました場合には必要なことじや
なからうかと思つてゐるのでございま
す。ただ問題は、低額所得者に特に重い
負担をさせるようなことがあつてはな
らないのでございします、七・五%の範
囲内で、さらにどのような負担をさせ
ることが市町村として適當であるか、こ
れは全く市町村の自主的な判断にゆだ
ねておるのでありまして、これが結果
的に低額所得者に重くなつてゐるので
はないかという御意見であるといはし
ますならば、それはさらにその市町村
の啓蒙その他によりまして是正をは
かつていかなければならぬと考へま
す。また市町村につきましても、第一
方式による課税を行なつて得られる税
収が、その団体の最小限度の財政需
要額に足らなければ、その足りないも
のだけ地方交付税で補填をするとい
うやり方をしているわけであります。
だからこの意味におきましては、第一
方式を強要しているのだといふことも
言えると思ふのであります。第一方式
による収入額で足りなければ地方交付

税で補填をするというやり方をして
るわけであります。もちろんこれにつ
きましては多少問題があるのでござい
ますが、一応そういう計算の仕方をして
いるわけでございます。しかしそれ
でもなお財源が足りないということにな
ってきているわけでございます。で、
問題は市町村の最小限度の財政需要額
と計算しているその限度額が低きに過
ぎる、自然多くの団体が増税を選ばざる
を得ないということになっていると思
うのでございます。従いまして所得
割の課税方式が悪いのではないのであ
って、全市町村を通じて保証されて
いる最小限度の財政需要額というもの
が、最小限度の需要額になっていない
のではないかと、問題に帰着する
のではなからうかと思うのでありま
す。

なお第二方式のただし書きを採用して
おる市町村数は二十八年で八一・五
%であります。

○北山委員 部長のお話では、住民税の課税方式の根底が二元的になってくずれてきておるといふことなのです。もしもお話の通りであるならば、なぜ課税総所得金額のきめ方について税務署の決定を基準とするか、むしろ市町村が勝手に所得をきめる方が正しいのではないか、それを一応税務署の決定する所得金額にしておいて、しかも所得にかけるとするならば、やはりどの市町村についても所得に対する課税ならば同じような考え方でいかなければならぬのではないかと。所得以外にかけるものではないでしょう。今まででは一つの標準税率によつて所得税の基礎になつた所得金額、あるいは所得税の税額というものを基礎として、その付

加税的なものとしてやってきたわけですから。それがお話の通りであるならば、住民税というものは性格が変ってくるものと私は思うのです。それでやはり一つの過渡的な現象といえますか、二元的な形を今とりつつあるのだと思う。その根本にあるのは、やはり国の方では地方に対する財源を交付税なんかを十分与えないで増税をさせようということ

十八という算定でも、全国的にこれを見るならば、地方財政計画上の数字に近いものは取れておるのじゃないか、取れる見込みがあるのじゃないか、多少そこに弾力性を与えさえすれば、財政計画上の数字は確保できるのじゃないかと思ふのですが、私の算術が間違つておるならば御指摘を願ひたいのです。

○奥野政府委員　市町村民税におきまして第二、第三方式を採用する結果、第一方式のみによつた場合よりも百七億円程度取入額がふえてくるのだらう、いろいろな計算になっております。

北山さんのおっしゃっている金額が課税額であるとしたしますと、収入金額との間には相当大きな開きが、国税の面においてもあるはずだと思います。私たちがちの計算は今申し上げたような数字になっております。所得税の数字は別途に調べまして御連絡申し上げたいと思います。

○北山委員　私の今申し上げました所得税の昨年度の金額というのは、最近発表された実際の徴収額です。ただ数字に間違いがあるかもしれませんが、私の計算に間違いがあるかもしれませんが、それが基礎にしているならば、大体昨年度基準でありますから、財政計画上の数字は標準の税率でも間に合ふのじゃないか、こう考えたものでありますからお伺いしたので、あとで一つ数字をお示しを願いたい。

それから、市町村民税の場合に今度
は百分の十五になるわけですが、そ
うしますと、地方交付税法の基準財政収
入の場合に、市町村民税の基準財政収
入を今までは百分の十三で見ておつた

のが、今度は百分の十五で見ることになる、そういふわけですね。

○奥野政府委員　一五%といたしますのは三十一年度からであります。三十一年度分からは、地方交付税の計算に当りまして、やはりその率を基準にして算定をして参ることになります。

○北山委員　そういたしますと、市町村民税については基準財政収入は今までもよりも二割よけい見るといふことになつてくる。従つてそれだけ交付税の税額も、今の交付税はちよつと性格が違ひますけれども少くとも減るといふ間接の結果になるのじやないか、いわゆる地方財政の需要額とそれから収入額の差額といふものが、それだけ従来よりも少くなるわけです。だから、私申し上げたのは、先ほど申し上げた通り、この標準税率を上げることによつて

て、交付税をよけいやらしないで地方税をよけい取らせよう、こういうところに根本のねらいがあるように思うのですが、どうですか。交付税の算定上なのですが、どう思うのですが……。

○奥野政務委員 所得割の税率を引き上げるわけでありますけれども、課税標準になる所得税額が減って参っておりますので、絶対額としてはふえないのであります。従いまして事を上げま

してもお話になりました。たよりな地方交付税をそれだけで少くしていくことがができるのだということにはならないの、でございします。

○北山委員　しかし少くとも交付税の率というものはいつでも不変なもの、じゃございませぬ。やはり事情によつては変へ得るものだから、地方の財源の不足額というものが多い場合と少ない場合とは違ってくるわけです。それ

だけの違いは出てくる。今のやり方では一応予算でもって千三百億なら千三百億としまつてきますから、この標準の税率が一三%が一五%に上つたことによつて総額からは直接響いてこないでしよう。だけれどもこれを変更する場合は一つの要素になる点を考えてみると、やはり標準税率を上げるといふことは、地方によけい税金を取らせ、国の方の交付税の負担を少くしよう、こういうふうな傾向の一つの現れである。しかも三百十三条のいわゆる第二方式、第三方式というよりなものを残しておる限りにおいては、やはり住民税の根本的な矛盾というものは除かれない。こういうふうな点について私は非常に不満を覚えるのです。御説明の趣旨とは非常に違つておるのではないか。

次に道庁県民税について、市町村に
取り扱わせる徴税の取扱ひ費ですが、
これについてはこの前もいろいろ話が
あったのですが、實際どの程度県の方
から市町村に交付をしておるか、た
か二割でございましたか、實際に交付
しておる徴税の取扱ひ費というのは、
どの程度になっておりますか。

○奥野政府委員 地方税法に規定して

おります。金額通りに、大部分の府県が徴税費の額を算定するようでございます。

○北山委員　それで文句はないといふわけですね。それから道府県民税の公示送達の場合におけるみなす送達の期間を国税の取扱いに準じ公告の初日から七日というふうにして、現在十四日であるのを一週間に短かくした。こういうことはどうも芳しくないと思ふ。

100

○奥野政府委員　税務行政につきましては、国税と地方税との間に二途に出るようなことはなるべく避けた方がいいのじゃないか、またこういうことにすることによりまして特に納税者に著しく不利な結果を与えるというようなものでもございませんので、今回改正しようとしたわけであります。

問題については、送達をしたが受け取らない、あるいは不在であるというようないかなるわけですが、大体この内容については納税義務者の方でも推測がついておる場合ですから、あるいは差しつかえないかもしれない。しかし固定資産税の縦覧期間ですが、ああいふものについて国税でもそうでしょうが、税金を取ることにについて、名簿を縦覧しておるといふ公告を出しておいて、あと一月なら一月が過ぎてしまふ。これをほんとうに役場に行つて見る人はほんのわずかだし、大体そんなことを知らないで過ぎてしまふ。そしてあとになつて切符が来てからこれは大へんだんというこゝになつてしまふ。だから公示であるとか、あるいは公示送達であるとか、あるいは縦覧であるとか、税

法上の規定は、まことに形式的であつて、ただそれだけの手續をしさえすればよろしい、實際にその縦覧なら縦覧の効果はなくてもよろしいというように非常に形式的になつておると思うのですが、これは何か改善する工夫はないものでしょうか。固定資産税なんか、ことにそうなんです。

○奥野政府委員 徴税令書の公示送達の問題は、公示送達をいたしましてか

○北山委員　しかし今の制度のそういう公示なり縦覧等の税法上の制度は、昔のひまな時代、明治の初めころの役場の仕事を考えた制度であつて、今のようないびつな複雑な社会では、縦覧をしておりまうといつても、そんなことに氣をつけるどころではなくて、その日その日の仕事に追われて知らないで

おる人がおそらく大部分だろうと思う
のです。これは今度参考人を呼んでい

それから住民税については、均等割等の課税の場合に、住所ということになつておるのですが、この住所の統一ができておらないというよりなことで、同じ人が二カ所でもつて均等割を請求されるという場合があるように聞いております。そういう事例がたくさんございますか、またそれについてはどういふふうにやつておられますか、承りたいと思います。

○奥野政府委員 同じ県内の市町村間におきまして重複課税が行われました場合には県知事が裁定をいたしましたので、どちらか一つの課税市町村をきめればいいわけがあります。府県間にまたがってそういう問題を起しました場

合には、内閣総理大臣が裁定をするこ
とにいたしております。自治庁に参り
まする件数は正確には覚えておりませ
んが、やはり一年の間に二、三十件あ
るのではないかというふうに存じてお
ります。

○北山委員　なるほど制度としてはそういうふうな救済制度になっておるといふのですが、問題が非常に単純だといふか、大した問題ではない、一力所

○奥野政府委員　やはりこういう判断の問題は、法律、規定によって解決されるというよりも、慣習法的に大体きまつてくるんじゃないかというふうに思っています。なかなか判断がつかないから結局争いにもなるわけでございまして、そういうものは結局実体判断の問題にもなつて参りますので、法律で規定するのにも限度があるのじゃないかと考えます。漸次こういう

問題は自然的に解決されていくだろうというふうな思つております。

○北山委員 住所の問題というのは、簡単にして非常にむずかしい問題のようでありまして。従つてこの前も、例の学生選挙権の問題があつて、住所の問題が議論されたわけですが、これもおのずから明瞭であるかのごとくにして、実際はなかなか廻り下げていけばむずかしい問題なのです。従つて何となく少し簡単に、ある場合には多少

○大矢委員長　他にございませんか――
 大矢氏の道府県民税についての質疑は以上の通りでございます。

それでは中井君。

○中井委員　ちよつと簡単に二、三点だけ質問したいと思いますが、道府県民税は市町村民税と関連があります。

判断にまかされておりますので、ここ二、三年の間は非常に町村の財政が困難であるから、特に取ろうというふうな制度としては私はりっぱなものであらうと思うのですが、最近はどうもそういうことももつてほとんど固定をいたしておるといふところに問題があるのだと思います。

そこで伺いたいのですが、各自治体内のことではありますが、大体これまで

オブション・ワンの百分の十八ですが、道府県民税とあわせて百分の十八、去年は百分の十三と百分の五でありましたか、あわせて十八、こういうものを今採用しております原則的な、基本的なものがはつております。

する都市、こういう都市は大体人口その他によつて私はわかるような気がいたすのでありますが、五大都市は全部百分の十八でいっておるのではないかと思うのですが、その点を最初に伺います。

○奥野政府委員　その通りであります。

○中井委員　そういたしますと、どうでございますか、大体川崎だとかある

いは広島とか長崎、福岡、ああいうところも百分の十八じゃないかと思うのですが、大人口の程度以上のものが百分の十八になっておりましたか。それをちょっと聞かせていただきます。

○奥野政府委員 大体二、三十万以上の都市におきまして第一方式をとっていないところはほとんどないだろうと思います。

○中井委員 私はあくまでやはりここに基本的な欠陥があると思うのです。ある非常に特徴のある市長が出たある議会は非常に積極的であつて、ここ二、三年こういうふうになつて、あつたといふやうなことにあつて、あの法の精神が生かされてゐるのならばけつこうであります。やはりそういうふうな客観的に大体きまつてしまふといふところに欠陥があると思ひます。そこで政府は今三つの方式であります。これを何とか統一的に考えていく、あるいはこれを将来にわたつて何か改正をするといふふうな抜本的なお気持があるのかないのか、ちよつと伺つておきたい。

○奥野政府委員 先ほど申し上げたことを、もう少し詳しく申し上げておきたいと思ひますが、東京を入れまして六大都市は全部第一方式をとつておりまして、人口二十万以上の都市の十八を調査いたしましたところが、第一方式を採用しておりますのが十二、第二方式の本文によつておりますもののが四、ただし書きによつておりますもののが二、こういう数字になつております。私たちは、この課税方式に選択の範囲があるところに今日の複雑な問題を起しておるのではなくて、地方財源の

全体が必ずしも十分でないために、こういう問題を起しておるのだというふうな考へておるわけでございます。もし財政事情が許しますならば、第二方式、第三方式につきましても、標準負担的なものがある程度強力に指導するということが行へるならば、相当多くの今発生しております問題が解決されるのじゃないだろうかといふふうにも存じておるわけでございます。

○中井委員 私はこういうふうな人口の比率で大体きまつてしまふといふふうなもの、やはり国全体としては非常に不公平なものであると考へるわけでありませう。その点については私は政府といへども同感だろつと思つてゐます。それを改めする方といたしまして、今のようないくつかの方式といふ——これは理論的に申しますといふ問題はあるまいか、現在の日本の国税体系を見ましても、はつきりいいますと、逆にいいますと、六大都市その他におきましては、なかなか個々の所得その他については当りにくいのです。当りにくいから、法律でもつてびしつとこういうふうなきめでもらへば、所得税に右へならえといふことでもつて、都合がよからうと思ひますが、地方の群小の都市、あるいは町村に参りますと、その税務署が決定しました所得金額なるものが必ずしも妥当であるかどうか、大都市でももちろんいろいろな問題があらはれるけれども、それよりもむしろ町村自体の手によつて調べた方が実情に即してあるのではないか。あるいは小さな市であります、市自体で調べた方が逆

に税務署あたりよりも実情に即しておるのではないだろうか、こう思つておる。

す。そういう点についてどうでございますか、見解を伺つておきたい。

○奥野政府委員 私たちもおおむね同じような考へ方を持つておるわけでございます。ただしかしながら両方で調査をすることはほんとうではございませんで、原則として一方に参つかりながら他方で必要な場合には修正を加えるといふことができるような行き方、まあ現在の考へ方がそうなつておるわけでありませうけれども、そういう方式を選びたいといふふうには存じております。

○中井委員 そういふふうに法律は実際あるといふお答えであります。が、現実には税金をかけるなんといふことは、町村あるいは市あるいはその議会にとりましては重要な問題であります。ので、一応国の法律として、こういうものを基本とせよといふことになりまふと、やはりそれに参つてしまふといふのが、現状であらうかと私は思つてゐます。そこで去年ですか、改正がありまして、国の査定を基準とせよといふことになりましたが、あれをもう一度考へ直して、やはり小さいところではむしろ自主的な判断をせよといふ法改正をする意思はありやないですか。

○奥野政府委員 現在課税総所得金額の決定の問題につきましては、原則として国に参つておるわけでありませうけれども、国の決定額が少い場合には、市町村の方でこれを引き上げることができるといふことになつております。もし引き下げもできますならば、おそくもつと容易に中井さんのおっしゃいますような方法を市町村はとれるのだらうと思つてございませう。しかし市町

村で引き下げもできるということになりますと、納税者はいたずらに市町村の手で引き下げてもらうことを期待するでしようし、そこに困難が起るだらうと思ひます。で、引き下げを考へた場合には、納税者に異議の申し立てのできる道も開かれております。逆に引き上げる場合には市町村の方で引き上げることができるといふことになつております。一応理屈としてはこれで通つてゐるのだらうと思ひます。

ただ市町村で引き上げる場合に起きまふ問題は、給与所得者と事業所得者の不均衡の問題ではないかと思つてゐる。まして、この辺の問題になつて参りますと、所得税法そのもののあり方に、相当大きな問題があるのじゃないかといふ考へ方をしておりまして、単に地方税法の改正だけでは問題は解決されないのじゃないか、こういうふうな考へます。

○中井委員 あなたの御意見の通りだと思ひます。ただしし所得税法の改正といふことになりまふと、現実の面ではなかなか大問題になつてくると思つてゐます。たとえば数年前に農家の米の超過供出の所得については免税にするとかいろいろ特別な措置ができました。これは国として一度そういうものをきめたのを変更するといふこともなかなかむづかしいから。そこでこれは私の見解なのですが、戦争前には見立割といふものが相当あつたように私は考へております。やはりああいうものを一つ復活しまして——これは裏から見ますと、理事者は非常に困ります。市町村長は困るというが、しかしそういうことは当然の務めでありませうから、見立て割といふものを大いに復活し

て、そしてそこに幅を与える。今のようないくつかの方法以外はいかぬといふのではなくて、幅を与える。あなたのおっしゃる通り具体的にはもう何といひましても勤労者の市民税がべらぼうに高い。しかもそのことが大都市におきましては百分の十八といふことでございますが、それがオブション・ツリーといふのはたゞ書きといふことになりませうと非常に差が出てくる。たとえば同じように東京都に勤めてゐる人で東京に住んでゐる人は、これは百分の十八きつとありますが、埼玉県のいなから通勤してゐるような人といふことになりまふと、同じ東京都の職員でありましても、二倍も三倍も市町村民税を取られるといふことが結果として出てくるわけでありませう。こういうものを修正いたしますためには、私は何としても戦前のあの方法はあるいは日本的でないけれども、所得税をびしつと改めてから、あなたののおつしやるようにしていけばいいのであります。が、現実にはなかなかそうもいきにくいといふ面で、そういうオブション・ツリーやスリーを使わなければならぬといふ都市については、さらにできるならばもう一つ、そういう幅を持たす必要があるのではないか。このことはそうむづかしい法の改正でなく、一つ意見として申し上げたのであります。が、どうでございますか、この点は。

○奥野政府委員 御承知のように昭和二十五年からシャウプ勧告を受けまして、一応地方税制につきましても近代的な税制といふことを建前に律して参つてゐるわけでありませう。全国の市

町村を同一に論ずることに多少問題があるかと思ひますし、また現実の市町村を通じて見ました場合には、むしろ見立て割的な課税が十分住民に納得してもらえましようし、それが適切だという団体も相当多いだろと思ひますけれども、現在におきましては所得というものは全国均衡のとれたもので決定されなければならぬし、一応所得税の場合の所得決定がそうなるので、もしそれが適当でないならば、市町村もこれに協力をして、適正なものにしていかなければならぬ。別個の建前で、別個に所得を算定するよりしてやつたのでは、いつまでたつても全国的に所得が適正にならないじゃないか、こういふ考え方が持たれてゐるわけでありませう。一応このような方針のもとに、なお努力してみべきではなからうかというふうに思つておられます。中井さんのおっしゃつたようにいたしました場合には、相当数の市町村においては、現在よりもむしろよい結果を生むだらうと思ひます。ただししかしながら全体を考えた場合に、今またそういう方向に進展をするのが所得課税を適正に持つていくか、遠い将来を考へてみました場合には、必ずしもそれでいいとも言い切れないのではないかと、こゝういふ疑問を持つてゐるわけでありませう。

○中井委員 あなのお話はよくわかつたけれども、やはり私は現実的でないと思ひます。もつと町村や市の現実を見なければならぬ。これはよくないことかもしれないけれども、たとえば国税ならばお断りだ。しかし市町村民税ならばお互いに困つてゐるのだから、一つ庁舎を作らうじやないか、われわれも出すから、中にはこれはどうも實際の毒だ、われわれはもう平等割の五百円か六百円、あとは市民税は助かります、固定資産税はもとより出しますけれども市民税は五百円だ、お隣の鉄道に勤めておられる人はまだ二十五、六の若い人ですが五千円も六千円も払つておられる、これは一体どういふことですか。実は私も御案内の通り市市長をいたしておりましたから、さういふお話は実はしばしば聞いて、あなたのところはそんなに市が困つてゐるならば何とかしませうや、そりや喜んで市民税なら出します、町村民税なら出しますと、はつきり言ひます。国税ということになるまた将来のこともありませうし、これはさういふ口に出さずとも庶民のほとんど九〇%の素朴な意見じやなからうかと私は思ふのです。やはり法はさういふものを見つめて、これは適当に改正するべきものじやなからうかと思ひますので、実は去年もこの問題についてはいづぶん皆様にも申し上げた記憶があります、こゝしはまだそこまで行つておらぬ。そこで私は地方税の中の一の問題は、やはり不均衡の問題ではなからうかと思ひます。土地による不均衡と同一地区内における不均衡。これが所得税といふことになれば大きな国策で、たとえば食糧の問題とか大きな国策によつて左右されますが、市町村民税、県民税といふことになると、私はやはりさういふ郷土的な考え方であると思ふのです。それはやはり自治庁が考へないではうそだと思ふのです、どうですかね。

○奥野政府委員 中井さんのお考えは、たいへん有益な考え方だろといふふうに拝聴しておりました。ただ私たちは先ほど申し上げましたやうな近代税制を完成するよう持つていくべき、それがたんに税法上にも協力関係、それがたんに税務上の協力関係といふもの、現実の姿といふものは、国と府県と市町村との協力関係が必ずしも完璧なものではないと思ふのでございませう。昨年来さういふ面につきましても努力を払つて参つてきてゐるわけでありまして、やはり現在一応の法の建前に立ちまして、所得といふものが適正に決定されるように努力したい。ただ先ほど所得税につきまして国が特殊な政策をとつておられます、三つの問題を指摘になりましたが、場合にによりましてはさういふ特殊なものにつきましては、地方税においてはその方式によらないといふふうに立法することも可能ではないか、またさういふふうに一方で問題を解決しながら、全体として適正課税が行われるやうに持つていくべきものではないか。いましばらくさういふ方向の努力をしていきたいものだと思ひます。

○中井委員 今の答へで趣旨はわかりましたが、實際私どもはあなたのおっしゃる通り、理論的に所得税からすばつといきたいのです。いきなひのですが、過去十年の日本の政治のあり方を見ますと、必ずしもさうなつておりません。食糧政策あるいは貿易政策、海外貿易あるいは重要産業と称して例の船舶の問題、電源の問題、私は非常にこぼこがあるように思ふのです。これを是正いたしますためには自治体にそれだけの権限を与える。与えないならば百分の十八で一本でいく。そして交付税なら交付税で見ると、どちらかにいたしませんと、今までのように生かさず殺さずのなま殺しのやうな格好で二四、五年を経過してゐるということ、私は非常に問題であらうかと思ひます。ですからあなたは、今ちょっと御意見がありました、国が国策として特に減税をする、免税をするといふふうな面は、地方においては認めないといふふうな形だけでも、ぜひ出してもらいたいものだと思ひます。どうでしょうか、こゝういふ点についてさらに……

○奥野政府委員 御趣旨を体しまして将来なおよく研究して参りたいと思ひます。

○中井委員 特別この問題で最後をお願いいたしておきますのは、何といひましても所得が表面上はつきり出ます労働者が、ほかのものに比べてまして市民税が非常に高い。もちろんさういふ人たちは、大部分固定資産税には関係のない人たちであります。ですから負担をいたしましては、それは両方合計して、市に対する負担、町村に対する負担といふものは考へなければならぬかもしれませんけれども、この面を改めていただきませんか、この面を改めていただきませんか、これは公平な地方税の徴収というわけにはいきません。あといろいろこの他の税制の中にも、今度改善になりました、多少とも前進をしたといふ面もありましようけれども、政府がこゝでこぼこを今日まではうつておかれましたことについて、は、われわれはどうしても納得がいかない。この点についてもつと大いに積極的に考へを進めていただきたいといふことを、最後に重ねて申し上げておきます。

○北山委員 さつきの問題にも、今の問題にも関連するのですが、例の住民税の課税方式ですね。これは「エノミスト」の五月二十八日号ですが、この中に表があるわけですが。第一方式でやつた場合と第二方式でやつた場合、給与所得者について十五万円の所得の場合、第二方式でやれば千五百二十円、第二方式で——これはただし書きだと思ふのです。税率が四・五%となつてゐますが、それでやると三千六百円、二倍半近くになつておられます。それから二十万円のときには、第一方式では二千二百八十円、第二方式では五千四百三十円、これが給与所得者の場合です。それから事業所得者についても、所得が二十万円の場合には、第一方式では二千九百三十円、第二方式でやれば六千七百二十四円といふふうなものすごく高くなるのです。これは一つの例であつて、市町村の税率のきめ方によつていろいろ一律にはいかないと思ふのですが、大体さういふ傾向だと思ふのです。今申し上げた「エノミスト」の五月二十八日号の四十一ページの左の方へ載つておる計算例ですね。これは大体間違ひがないかどうか。あとでごらんになつてもいいですが、御返事がいただきたいのです。一つの例としてここにあげるわけですが。

○奥野政府委員 今御指摘になりました第二方式の負担額は、どのような税率を課税するかといふことによつて、金額が多くなるとも少くなるとも思ひます。従ひまして今四・五%という率で課税されておるやうでございませうが、さうであればさういふ数字になるだらうと思ひます。言いかえれば第二方式をとることによつて、第一方式をとる場合

の負担よりも低くもできまじょうし、二倍以上の重い負担にもさせることができるということも事実でございませう。

○北山委員 それは実態に触れないで、ただ理論上のお話であつて、前からでも安くできるとは思ふのです。最高七・五%にしてあつて、そして一定額の税率をつけよう、その率を刻んでいこうということになれば、これは実際の場合として、多分十五万円の給子のある人の場合は、大体四・五%というやうな率がかかつてくる、そういう實際の多くある例の一例を示してあると思ふのです。ただ安くなる場合もある、高くなる場合もある、御説の通りですが、それならば実際に第二方式をとつておる町村の実例で、どういふ程度の税率になつておるか、それを示して資料を出していただきたいのです。理論的にはお話の通りなんです。しかし實際は大体そういう傾向になつてきておるわけなんです。これは一つのワケがはめられておりますから、自然そういうことになつてくるのです。そういう一つの例としてここにあげてあると思ふのです。だからこれが大体において多くある例の一つである。まれば例でなくて大体においてこの程度の所得者は四・五%平均ですよ。これは平均の率をいつていたと思ふ。最高が七・五%ですから平均して四・五%くらいというのがあるいは妥当かもしれないう。こういうふうな計算例が間違いかどうか、大体の事情を現わしておるかどうか、これを一つお答えを願ひたいのであつて、そんな理論的な形式論理みたいなお話し下さつても一向お答えにならぬと思ふのです。

○奥野政府委員 どうも御返事が大へん的をはなれておつたやうでございまして恐縮に感じております。もちろん税額が第一方式の場合の二倍をこえるやうな課税を行つておる団体もございします。ただどのような層からどう重くなつておるかというところは、その市町村の納税者の所得構成によつて、かなり違つておるやうであります。高所得者が非常に少くとも十、二十万の辺の人たちが大部分であるところにおきましては、下の方にかなり重くかかつてきておるだらうと思ひます。また高所得者が多いところにおきましては、逆に下の方では低いという団体もないことはないわけでありませう。傾向としてはかなり重い負担を背負つておられますことは事実であります。

○中井委員 どうも奥野さん、あなたのお話はいいですが、あまり今の御答弁なんかも現実と離れておるやうに思ふのです。高所得者の多いところは大都市ですよ。中小都市にそんな高所得者の多いところというものはありはしません。だから中小都市や町村はもうこうなるのです。このことは私はあまり激しくは言ひませんが、これは日本の税体系全体の中で一番の欠点はこのですよ。これをほつておいて、私は方法がないとは言ひませんが、先ほど言ひましたやうに法はあるのですよ。ですからこれをほつておかれてはいかぬと思つて、先ほどからお尋ねしておるのです。だから奥野さん、そんな理論は、中小都市は全部どちらがどうの、何がどうの、お金持はあるいはあるかもしれませう。近江商人の発祥地といわれる滋賀県の日野市のようなところは、あるかもしれませうが、そんなところはほとんど例外です。ですから今の数字はほとんど全国共通の事実だらうと思ひます。

○奥野政府委員 別に北山さんのお考えも中井さんのお考えも、私は否定しておるつもりではないわけでありませう。ただ四・五%という率をこの所得段階において適用しておるところがどれだけあるだらうかということになつて参りますと、相当疑問だらうと思ふのであります。大体二十八年度の調査では三・三から三・五くらいのところは平均税率になつておるやうでございませうし、今の所得は必ずしも高い所得ではございせんので、多少の所得はそれたやうな答弁になつたやうであります。おそれではございせんので、御了承を願つておきたいと思ひます。

○大矢委員長 それでは午前中の會議はこの程度にして、午後二時から再開いたします。

午後休憩いたしました。

午後零時三十分休憩

午後二時二十九分開議

○大矢委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

五島君。

○五島委員 午前の會議に引き続き、北山さんあたりからいろいろ質問があると思ふのですが、特に先日の委員会のお話、私たちの同志の川村委員から長官に質問しておいたのでございませう。それは夏季手当に関する問題ですが、長官は、そのとき国家公務員について〇・〇五としまつた場合は、地方の公務員に対する夏季手当の問題について、

ついても、直ちに出すのかという質問に對して、十億円の融資を用意してゐるというやうな説明があつたわけですね。そこで十億円の短期債をもつて融資するといふやうなことで、地方の財政は非常に逼迫してゐる。それで〇・七五についてもなかなか出せない地方団体がたくさんある。ところが〇・〇五あるいは〇・二五となつた場合も同じですが、その場合に申し出をすれば何か世話しようといふやうなことを説明されたわけですから、でも、申し出をすれば直ちに無条件で融資をするといふやうなことがどうかといふことを、この際はつきりもう一度再確認しておきたいと思ひます。

○川島國務大臣 夏季手当に關しまして超勤手当なり日直手当を繰り上げ支給するといふことについては、先般御報告申し上げた通りでありまして、大體標準といつたしましては〇・〇五程度の予算の範囲内において渡してまいり、このやうなことにきまつて、人事院も多分通牒を發したと思ふのですが、その際における地方の財政關係であります。地方は非常に窮乏した財政状態の際に〇・〇五を出すことは、どういふ資金上困難だといふことはよくわかるのであります。そこでそういう場合には特に政府資金を短期融資しやう、このやういふふうに大蔵省と自治庁との間に意見の決定を見ております。ただここで申し上げたことは、赤字の地方公共団体におきましては単に夏季手当だけでなしに、俸給その他の支払ひにも困つてゐるやうなところがあるのであります。そういうものを含めて短期融資をしてやろうじやないか、短期融資を政府に申し込む理由の一つの中へ

〇・〇五も加えていい、しかしそれだけではない、ほかに俸給不払いその他資金難に陥つてゐるところは、一括してこの際短期融資をしようじやないかといふ広い意味の了解が大蔵大臣と私との間にできた、このやうなことに御了解願つておきます。

○五島委員 赤字団体に対する融資をしようといふやうな場合に、前例として徳島県ですか、前に赤字融資の問題について申し込んだが貸さなかつたといふ実例がございましたか。それで地方団体が財政的に非常に窮乏した場合、夏季手当あるいは今長官の言われましたやうに、一般的な問題で融資を申し込んだら、必ず文句なしに自治庁はこれに對して融資をしますか。

○川島國務大臣 融資をするか否は大蔵省と郵政省が握つてゐるのであります。自治庁としてはどこまでもあつせんする立場にゐるのですが、給子のような義務費中でも最も重要な問題が支払い不能になつてゐるところは、どうしても融資のあつせんをしなければならぬのでありますから、私どもとしては、そういう点につきましては全力をあげて關係省と相談しておるものであります。現に最近もいくらか実例があるのですけれども、大体四割に地方の希望はいつてやつております。ただ地方財政の運営が、大蔵省が見ましてきわめて放漫だといふやうに感じているところには、大蔵省はなかなか難色があるのでありますけれども、そういう点に對しても大蔵省の理解を求めまして、地方財政の金繰りにつきまいたしてゐるわけでありませう。

○奥野政府委員 お記のように、議員業にはずいぶん段階があると思います。しかしながら実際問題としてどう区分するかということは、非常にむずかしい問題になるのでありまして、お示しになりましたような部分につきましては、手間請けと申しましようか、そういうふうなものについては、ほとんど給与所得として扱った方がいいものが多いのであります。そういう意味で年所得幾らまでの部分については、そういう徒弟も使わない、手間請け的な仕事をやっているようなものについては、給与所得と見るというふうな一つの扱いを示しておるわけでありまして、こういふような区分についてはできる限り無理のないような措置をしていくことが、現在の段階では妥当ではなからうかと思っております。地方によつてはあるいは多少無理な区分の仕方をしていく向きもあるのではないかと思っております。こういふ面につきましては、今後さらによく指導して参りたいと思っております。

○中井委員 今のお話でありますと、各国税局におきまして一定の標準を出しているように伺いましたが、その指令等がありましたら、一つこの次の機会にお示しをいただきたい。それが一点。

それからその指令が下まで行つて、府県では果してその通り順応して課税をしているかどうか。これは大いに疑問だらうかと思うのですが、どうですか。実情をちよつと……。

○奥野政府委員 資料はガリ版にして提出したいと思いますが、法律的には国の決定所得に乗つかるようになっております。そういうような通達をいた

しておりますので、別に違つた取扱ひをする向きはないのではないかと、ふうに思つております。ただ国の決定したものにきまつて、府県で異議を持つものがあつて得ると思つて、その場合には、国の方で給与所得と事業所得との振り分けをしたものにつきまして、税務署自身に訂正方を申し込むことになつておりますので、一方的に変えてしまふといふこともなからう、こゝういふふうに思つております。

○中井委員 その点は私も聞いたところによりますと、あなたのお話とだいぶ違ひまして、関東財務局が一応案を出した。ところがたとへば東京都はなかなか言ひを聞かない。東京都は聞いたんですが、近県につきましては、はつきり記憶いたしておりませんが、関西の方に至つてはまるでおかしなことになる。こゝういふことを聞かぬです。やるのなら一律にやつてもらいたい。またその内容を私も正確には記憶いたしておりませんが、一年に十五、六万円までの者ですと、免税になつておるようであります。しかしその上になると、かかつてくる。これは現実の面で十五、六万円という程度の人は、実際問題として、特に大都市あたりでは少い。それでもつと大きく査定をされるといふふうなことを伺つております。今ここに陳情書が一部ありますから、ちよつと読んでみましたが、これは百分の十二のときの金額であつたろうと思つておられます。労働省告示第二十六号による一般職別基本日額表で、これはブリキ屋さん、板金工ですが、その最高日額が四百八十円の地域にある一人の親方、これは親方

とありますが、一人でやつておる五人家族のものであります。これが年間二百六十一日の勤務日数になつてゐる。これは労働省の告示によつて大休雨が降つたり、何かすると休みますので、一年三百六十五日のうち二百六十一日というふうにきめられておるようであります。これによる年間の収入が十二万一千二百八十円といふことになつております。これに對し、先ほどの関東財務局でつかの決定ではこゝういふものにはかからないといふことになつておりますが、現実にはこれに對して、私はおそろく去年のだらうと思つて、百分の十二の七千余円の事業税がかかつてきておるやうであります。

ところが同じやうな形で、これはもう事業税がかかるというので、どこかの会社に専属で勤めてゐる人の場合であります。この人と對照してみると、同じ板金工で会社、工場に勤く者は月給制で年間二十四万円を取ります。まあ五人家族で大体二十万円あります。これが勤勞控除、年末調整による控除などがあつて、その課税が二百余円で済んでおります。こゝういふことを陳情書では言つております。私は、この金額の七千余円については、今年あたりは多少修正をされて四千円くらいになるかと思つてますが、いづれにしても、こゝういふふうにはこの差が非常にあるといふことでもあります。現実には請負といひましても、先ほども言つたやうに材料なんかもしれたものであります。ほとんど腕一本でやる仕事であります。そゝういふものにはどうな差があるといふことは、私はどうしても納得がいかなないのであります。できましてはこれを事業税から

はずしてもらいたいと思つてますが、それができないといふことでもあります。ならば、せめて私は、請負業についていろいろな種類があつたと思つて、第三種とかあるのは第二種とかいふふうな段階を設けてこれを變更しないことには、どうもこゝういふ人たちの眞摯な陳情に對しまして、現実にはどうにもならないといふことになると思つております。私もはつきり申しまして、板金工なんでもいつてもびつたり来なかつたのですが、よく聞いてみるとブリキ屋さんでありまして、戦時中に何か統制の關係でこゝういふしやつめらしい名前をつけて、そゝうしてそのままに至つておるやうであります。従つて一般的に見ると、何か大産業の一部のやうに考えられますが、実は決してそゝういふものではない、ほんとうに零細な腕一本でやつておる人たちであります。こゝういふ人たちに今言ひましたやうな普通の大きな請負といひ同じやうに税をかけるといふことはどうも納得がいかなないのであります。ですから、この点については、先ほどお願いしました全国の各財務局の資料をいただきたいのでありますが、これは各地方によつてはなはだしいでこぼこをやつてゐるらしいので、これをいいたしまして、それによつてさらにまた質問を続けたいと思つております。それで、きょうは第一の段階として一般的なことをお尋ねしたのであります。従ひまして、その資料は少しおそくなつてもけっこうですから、できるだけ正確な、それが実際にどう行われておるか、またどういふやうな場合にはどうなつておるかといふふうなことも一つお調べをいただきたい、かゝうに思つております。

○奥野政府委員 御指摘になりました事情では、かなり無理な点があるやうに私も思つておられますが、ただどういふやうな形で零細なものをはずしていくかといふことになつて、同じ請負業の中であつていろいろと分類をしていくよりも、やはり最近來とられておりますところの個人事業税の基礎控除といふものを引き上げていく、こゝういふ方向が一番いいのではないかとこゝうふうに思つております。今おあげになりました人の取得が十二万円余りといふことでございまして、今年は基礎控除額が十万円に引き上げられますから、二万円の八千六百円が課税されることになつて、来年は基礎控除額が十二万円になりますから、そゝうすると事業税の負担といふものは全然なくなりまして、こゝういふ考へ方ではないと思つております。

それから資料の点につきましては、できるだけ努力することにしたします。○門司委員 今事業税の問題が問題になつておりますが、これは例の外形標準はやめられないのですか。私はやめたいといふ思ふ。やめたいからいろいろな問題が起きてくるのだらうと思つてますが、それは徴収技術上ためです。○奥野政府委員 これは門司さんと少し考へ方が違つてもいいかもしれませんが、私たちは事業税といふものの性格を考えた場合には、所得を課税標準とするのは本来の筋でないのじやないか、やはり付加価値的なもの、あるいは従業員数その他の外形的なものを課税標準に採用した方がいいのじやない

か、こゝういふ考へ方をしております。ただこゝういふ本来の税の性格を無視するといひましても、外形標準課税によりまして三十枚億円の、所得課税の場合よりも増収を見ているわけでありまして、地方財政の現状から見ますと、こゝういふ点からも所得課税にすることに對しては、非常な困難があるやうに存じております。

○門司委員 今のお話ですけれども、税の本来の姿といふものは、やはり付加価値的なものではないと思つてゐます。同時に付加価値的なものであつてはなからぬと思つてゐます。ですから、問題の焦点は、今お話のありましたやうに基礎控除を上げることによつて、そゝういふ問題がある程度まで解消される。これは納税義務者がだんだん減つて参りますから、零細な業者が救済されることによつて問題はだんだん解消されてくると思つておられます。現実上の問題として片一方に所得税があつて、片一方に事業税がある、従つてこれを両方とも今の自治庁のやうな考へ方でいくといふことは危険があるのではないかと申す。危険があるといふよりも納税者の方に非常な苦痛があつて、税に對する考へ方が非常に問題になつてくる。これは税體の問題に關連するのですが、所得税の課税を標準とした事業税のあり方といふものは、事業税の建前からいへばどうしても納税がいかなない。事業税の建前といふものは純益課税のやうな建前ではないかと思つて、事業税本来の姿になつていないと思つて、理屈を言へばこれにはいろいろ異論があると思つて、今奥野君の言ふやうな考へ方、付加価値的な性格といふものは私にはどうしても考へら

れない、考え方がないのじゃないか。これはやはり一つの収益税で、これはどうしても流通税とは考えられない。収益税であれば、収益税の本来の姿というものはやはり純益課税であるべきであって、決して流通税的なものと考え方ではないと思うのであります。これは自治庁で課税する上で、非常に困難だといえは困難でいいが、もう一つ聞いておきたいと思うのは、自治庁——自治庁というよりもむしろ政府としては、こういう零細な業者が考え方によつては二重課税とされるような税制についての根本的な考え方は、どうなんですか。できればこの税金は廃止をしていきたいと考えておるが、自治庁の考え方はどうですか。

○奥野政府委員　かつて国税でありました場合の營業税と、現在府県の独立税としての事業税とは全くその存在理由を異にしているだろうと思ひます。もとより収益源であります事業に着目いたしまして、これに課税していくわけでありまして、ある部分については御指摘のように所得を課税標準にしております収益税的なものになつておるわけでありまして、あるものにつきましては、売上金額を課税標準にしておりまして、売上上げ税的なものになつておると思ひます。何分にも十億円近い財源でありまして、簡単にこれをやめてしまふにいたしまして、大へんな問題が起つてくるわけでありまして、それよりは、今のこの事業税をむしろ全体の納得の得られるようなものに育てていきたいというふうな考え方を持っているわけでありまして、事業税はもうけから払うのか、経費から払うのかという考え方に立ちました場合には、やはり

うけのうちにから払う税金じやなしに、元來事業をやつていきます以上は、それだけのものを経費として考えていつてもらわなければならぬのではないかと考へます。その場合にどの程度負担してもらへるかという事になつて参ります。沿革的な事情もございまして、あるいは負担する場合の難易の問題もございまして、従来通り所得を課税標準にしてゐるわけにございまして、けれども、料金統制の行われてゐるもの等につきまして、漸次売上金額と課税標準とするように切りかえていつてゐるわけでありまして、こういうように個々にいろいろ問題が起つておる点を率直に見詰めて、是正をはかりながら事業税というものを育てていきたい、こういう考え方を現在のところにしてゐるわけでありまして。

○門司委員　今の話を聞きますと多少無理があるのです。この税金の性格は、やはり売り上げ税的な性格はありますけれども、それは事実上は間違ひであると思ひます。売り上げ税的な性格というものは、やはり所得税の方が実ははつきりした見通しがつくわけですから、事業税はどつても事業というものを主体とした一つの純益課税が、この税金の正しい行き方だと思ひます。ただその中で問題になつておるものは、ただいま中井君から聞きましたように、請負その他ということになり、とにかくそれが實際は労働力の提供であり、労働によつて得られてゐるものであるが、形の上で商品とは言わぬが、商品に近い自分の考え方がわゆる見振り方によつて利潤の幅が出てくるという、一つの労働以外の利益がある

という考え方がされてゐると私は思ふ。この考え方が売り上げ税的なものと考え方と同じような形になつてくると私は思ふ。もし正しい形でないとするならば、やはり労働費というものが十分に現れていく形が出てこなければ實際に沿わなくなつてくる。それはどういふところにそういう問題が出てくるかといふと、小さな請負をやつてゐる諸君が一番切り詰めるところはどこかと言へば、資材費その他についてはの切り詰めはなかなかできません。これは他に支払う関係がありますから、詰めてよとすれば自己の労働費を詰めるよりほかに方法がないのである。従つて競争の非常に激しいときに仕事をやつていくとすれば、自己の労働費が切り詰めていく。ところがそれが課税されていくといふことになつて、今の奥野君の説明のように、一方で商品の部分がきつめて少くなつてくる。ここに今日の大工であるとか、左官であるとか板金業に従事している諸君が非常に苦しい原因があるのではないかと。それらの人たちの持つてゐる材料というものは、きつめてわずかな利幅しか見られない。ある場合においては利幅が見られない。従つて事業自体がどういふ業者によつては、労働を中心として、同時にさつき申し上げましたように、殺すところはやはり自分の労働というものの価値を下げていつて請負になる危険性がある。危険性というよりもむしろさういふ事態だと思ふ。そこらにこれらの業者が事業税に苦しむ一つの原因がある。これは同じように商品のものの考え方から参りましたも、小売業者を

の他については、やはり売り上げの面を殺していくかしなければ自分の労働というものが犠牲にならざるを得ない形が小売業者についてはだんだん出てくる。従つて大企業とさうした零細業者との間に、奥野君のような考え方があるとするならば、何らかの処置をして、零細業者の今日の負担の過重をやわらげていかねと、この事業税に対する今日の運動が私は非常に熾烈になつてくると思ふ。その点について自治庁は、さういふふうに二つに分けるといふ考え方がありであるかどうか。自家労働を主として提供する零細業者に対して、何らかの特別処置をとられるお考えがあるかどうか。

○奥野政府委員　たびたび問題になつておりますように、手問請負的なものを事業と見ていくか、あるいは労働収入と見ていくか、大へんむずかしいものが出てくると思ひます。しかしさういふものにつきましても、給与所得と見られるものにつきましてもは積極的給与所得に分類いたしまして、事業税の対象からははずした方がよいのじやないか、さういふ感じを持つておるわけでありまして、中井さんのおっしゃいましたような格好で一応全国的には一つの線を出してゐるわけでありまして、この辺の分類につきまして、さらによく検討を加えて参りたいと考えております。ただ現在のところでは、さらに個人事業税につきましては基礎控除の制度を取り入れるようになってきておることで、この基礎控除の額を上げることによつて、御指摘のような部類の人たちの負担があるいは排除され、あるいは非常に軽減されていくのじや

ないか、さういふような考え方をいたしております。

○門司委員　その一面、ごく安易なものの考え方は基礎控除を上げるということですが、これが一番手とり早い方法です。しかしこの基礎控除の引き上げというものは、大企業も小さい業者も實際は恩恵は同じです。ただその度合いが少し違ふといふだけです。だから事業の實際にはほとんど触れないのです。さういふことで基礎控除を上げていけば零細業者はそれから落ちていくので、従つて課税の対象にならないから問題が解決するように一応考えられることは、きつめて安易なものの考え方だとわれわれは思ひます。しかしそのことは、税の本質とそれから税の形の上において必ずしも正しい行き方ではないと考へます。税金であります以上は基礎控除を設けるということも必要かもしれませんが、やはりさうした実態をお互いがつかんでいくといふ形が必要じゃないか。ことに小さな小売商人のごときは、實際問題から言へば、営業自体に対するいろいろな問題があるかもしれませんが、それを個々の労働に当てはめていつて自家労働を求めるといたしますと、きつめてあつかひのものがなくなつてしまふといふやうな考え方がされるわけですから、たとえば一人では仕事ができないので細君に手伝はせる。もし細君を雇ひ人としてやる場合にはその請負金は成り立たない。やはり家族全体の労働で辛うじて一つの商売をやつていくといふやうなものの等についての問題が、今のようなお考えでは私は完全に除去されることは考へられない。従つて基礎控除を上げるということによつて、零細

業者がそれからのがれていくからそれでよいじゃないかというように考え方でなく、もう一つ進んだところの、はつきりした線を途中で引いて、そうして労力に対する報酬と見られるものには税金をかけない、事業税を課さないというより方法が、私はこの際必要じゃないかと思ひます。農民に事業税をかけておかないということも、やはりそこに原因があると思ひます。すべての人が労力を提供しておるのであつて、それに対する労賃というものはきわめて零細なものである。それが積み重ねられた上において辛うじて一つの生計を保ち収入を得ておるといふこの農村の実態は、やはり事業税を今日までかけなかった一つのあり方だと思ひます。これと同じような形が零細業者者に当然考慮されなければならぬ。だから今のような基礎控除を上げればそういう零細なものが脱落していくからそれでよいのだという見方は、便宜的にはけつこうかも知れませんが、税金全体から考えていけば少し無理があるのじゃないかというように私は考へられる。ですからこの点については、もう少し当局の考慮をわすらわしておきたいと思ひます。これ以上私は議論をいたしません。

それからもう一点、事業税について聞いておきたいと思ひますことは、事業税はなるほど八百億を越える、地方財源としてはかなり大きなものになつております。そのほかに遊興飲食税があるといひました。これを除くと都道府県税としては現在では一番大きな柱だと思ひます。ほとんどこれ二つが府県をささえている大きな税金でありますから、地方としてはそう簡単にやめ

るわけにはいかぬと思ひます。いかぬと思ひますが、実態からいくとさういふ無理がありますので、できるだけこの税金は無理のない処置をしていくということになつて参りますと、だんだん税金の徴収額というものは減らされていかなければならぬ。その場合に自治庁としての、財源全体に対する都道府県税の構想が何かあります。現在の都道府県税というのは非常に赤字をこしらえておつて、その中にこゝろ事業税というものが含まれておつて、そしてこの事業税も先ほどお話のように年々何とか考へなければならぬといふ実情に到達しておる。そうすると府県税というものは非常に徴収の額が少くなるような気がする。今度多少大きな固定資産税というものを県に持つていくにしても、あるいは多少府県民税の手かげんをしてみても、府県の財政というものはなかなか困難になつてきやしないかと思ひます。これに対する自治庁の考へ方、何かあります。

○奥野政府委員 府県の税収入をふやすとした場合に、どういふ税種で増額をはかることが一番よいと考へておるか、こゝろ御質問であるといひました。すれば、私は率直に申し上げて、たゞ消費税のようなものがないのじやないだらうか、というふうに考へております。間接税でありますので地方税ではあまり向かないわけでありまして、けれども、市町村とは異なりまして府県のような段階になつて参りますと、間接税収入が相当大きな部分を占めてくることを、そうきくらべてはなからうじやないか、そういう考へ方もしております。そういう場合にはもとより国と地方との間で、財源上どうやりく

りするかという問題がからまつてくるだらうというふうに考へられます。比較的偏在度の少ないことも合せまして、さういふ考へ方をいたしております。

○大矢委員長 ほかにごいひませんか。——私からちよつとお尋ねしますが、古本屋ですね、これは町の図書館です。あれを免税か何か特別の処置をするような考へは持つておられませんか。

○奥野政府委員 やはり物品販売業として、その所得を課税標準として課税されておると思ひます。もちろん経費を見ます場合に、どの部分まで見るかというふうなことにつきましては、いろいろしんしゃくの度合があるかも知れませんが、それ以外に古本販売業なるがゆゑに、特別な措置をとつておるというところはございません。

○大矢委員長 考へてないのですか。

○奥野政府委員 物品販売業の中で区分するということになつて参りますので、その所得を見ます場合に、特殊な経費を算入する方式があるかないか、この辺は大いに研究の余地があるだらうと思ひますけれども、さういふ考へ方以外に、たとえば税率で区分するとかというような措置であります。むしろ避けた方が望ましいのじやないだらうか、こゝろいふに考へまして、その特殊性に依じた所得計算方式というものの、これは研究の余地があるのじやないだらうか、かように考へております。

○門司委員 これはどうせ市町村民税のところでも聞かぬと思ひます。正、この中の例の法定外普通通税ですが、これが重複した場合の規定をこ

に設けている。この規定は一応設けることは正しいと思ひますが、その場合にたゞ疑問になりますのは、町村合併によつてさういふものができ上るのであるから、町村合併の考へ方が地方住民の負担をさうふやさないといふことが一つの考へ方になつております。

従つて町村合併をいたしますと、今までのAの地であつた法定外独立税、それからBの地であつた法定外独立税、それからCの地であつた法定外独立税、二つ合併した町村がそれを二つ両方にまたかけるようなことを避けておるようでありますが、これはむしろ避けるよりも、町村合併によつて法定外の普通通税というものはやめた方が、町村合併の趣旨に沿ふのじやないかと思ひますが、これはやはりさういふことをしなければなりません。

○奥野政府委員 合併後の新市町村が、従前の法定外普通通税を課するか課さないかは、その際に判断をすればよろしいと考へられるので、必ず課さなければならぬことはないものであります。かりに課するとした場合であつても、ダブつて課してはいけない、さういふことを今度規定しようとしておるわけでありますが、もとより門司さんのおつしやいましたように、合併によつて負担が増加してくることは避けるべきでありますので、それは合併を行つた場合の新市町村において考へるべきものである。同時に新市町村の指導をどうやっていくかという問題であらうと思ひますが、今度改正しようとしておられますのは、ぜひ課税しようといふことではございませんで、課

税をする場合であつても重複してはならない、あるいはまた課税しようとする場合にも、前と全く同じように自治庁長官の許可を受けなければならぬ、さういふ繁雑な手続を課するものではない、さういふことを明らかにしているだけの改正でございます。

○門司委員 私はさつき言ひましたように、自主性にまかしておる、これは当然まかしていいと思ひます。またさうあるべきだと考へておられます。ただこれを法定してさういふ形でできなくて、条文をちよつと読んでみましても、何かさういふことができないんだ、さういふことをやるんだという印象を与えるような書き方がしてあるから、私はさつき聞いたのです。むしろさういふ一つの地域にのみかけられておつた法定外の普通通税というよりなもの、これは廃止する方が町村合併からいけば正しいものの見方だと私は思ひます。それは二つになつたから、二つかけることはいかぬが、一つはかけていんだといふことは私はちよつとどうかと思ひますがね。これはこの規定がさういふふうにかかれてしまつと、一つはかけてもいいんだといふことも決定づけるような印象を受ける。選択権がある程度固定されるようなことになりはせぬかと思ひます。むしろ新しい町村で新しい角度からこれを審議して、さうして必要があるならやはり自治庁長官に一応申請することが正しい。平らにぺんなくしてしまつた方がいひのじやないですかね。手数が省けるからつあつたものを一つは残してもいいんだ——これは自治庁長官の許可も要りはないが、それをしるような規制

になりはせぬかと思ふのです。その心配があるからさつき伺つたのです。

○奥野政府委員 今回規定を加えようとしておりますのは、特に現状と違つたものにしてよという考えではないのでございまして、現在では規定が欠けておりますために、一体合併になった場合にそれぞれの団体の税条例というものはどうなつてくるだろうか、この辺がはつきりしていないのであります。やはりかりにAという名前の団体がなくなりまして、Aという自治団体の実体は引き継がれていくわけでありまして、従いましてそこで行われておつた税の制度というものは、なお引き継がれていっているはずじゃないかというように思われるわけでありまして、そういう意味で今回明文の規定を置いたわけでありまして、明文の規定を置いておきますと、どうも法定外普通税がダブつてくる場合があるものでありますから、やむを得ずそういう規定を置かなければならなくなつたわけでありまして、その点につきましては、門司さんの御心配のないように、通達をいたします場合には特に敷衍をしておきたいと思ひます。

○門司委員 私も通達で敷衍されるといふのはけつこですが、自治庁の解釈はおかしいのです。これはこの前の上山市の問題が出たときに、要するに地方公務員法二十二条の解釈、任用規定であるべき解釈を、整理規定に使えば使えるのだというやうな解釈を自治庁はしておるのです。私は実に妙な解釈を自治庁はしたものだと思ふのです。それと同一やうな問題を起しておる。あまり安易にものを考え過ぎているの

じゃないか。だから当然法人がかかるんだから、かわつた場合には、めんどうでもかわつた手続で一応村民の意思を十分そんたくして、村議会なら、合併された変つた法人の議会の承認を得て、やはり新しく修正し直すという建前をとつておいた方がよいのではないかと、このことを心配するのであります。これは繰返していいますけれども、さきの二十二条の解釈には非常に弱つたのです。ずいぶんけんかをしたんです。任用規定であるべきものが整理規定に使われてあつた問題を起した。自治

庁当局が非常に安易な考え方を持つておるから、こういう問題が起るのではないかと思ふ。法人が変つたら、變つた手続というものをめんどうでもやはりはつきりさしていく必要があるのじゃないか、もしこの規定がこのまま使われると、通達を出されるならけつこですが、通達が出されなければ理事者の一方の意見でこういう問題が起められる。新しい法人の議会の意見というものは聞かれないうことになりはしないかと私は思ふ。その点は、もし通達を出されるならはつきりした通達を出していただきたい。

○奥野政府委員 御趣旨に沿うように努力いたします。

○中井委員 実は私はもう町村合併の關係のことについては、今度の地方税法の改正において非常にこまかいところまで規定をしておりますから、まあこんな事務手続はいよいよと考えておりました。が、今やうにお尋ねがありましたが、私も私もお尋ねをするのです。が、こういうものを非常に詳細にこれを規定をされておりますが、大ざつぱに考へてこんなものが要するのです

か。これは大局から見るとどうも少しおかしいと思ふのです。なるほど法律的にはいろいろな問題が起るかもしれませんが、町村合併促進法案をわれわれ審議いたしましたときに、特例を設けておつたと記憶をいたしておるのであります。それで三年間は徴税に不均衡があつてもいいという条文が確かにあつた。あなたの方のこの修正によりましてこれはどうですか。四年たつても五年たつても別の徴税をやつてもいいのですか。これをちよつとお伺ひいたします。

○奥野政府委員 承継した当初の年度におきまして、いずれの課税方式をとるかという点について争ひあるいは問題が起つて参るわけでございます。従前の町村の条例を、その地域に關しましてだけ承継いたしまして、いつまでにやめなければならぬ、こういう考え方を規定はいたしておりませんので、ただ理屈だけを言へば御指摘のやうなことになるかもしれせん。しかし、そういうことはそれぞれ市町村として運営されていきます場合に、新しい全体の議會で論議されるわけでありまして、必ず条例は統一するようになり、すみやかに直されなければならぬ、また直されるだらう、こういうふうな考え方をしているわけでございます。

○中井委員 どうも町村合併促進法案の精神といふものから言ひまして、事務手続もけつこであります。これはあくまでやはり私は三年が四年になつても五年になつてもやむを得ないことがあるかもしれなうと思ひますが、原則は一の町村になればできるだけは

そういうものも地ならしをして、できるだけ早く同じ率にするのが法の精神です。しかしそれで合併が阻害されようじやないかといふふうな精神なんです。それとこの細則、またそれによる年度の改正案と、ちよつと私はマッチしないやうな感じがします。

ちよつと小林君が来ておりますから、小林君に一つ伺ひが、町村合併促進法の十四条にたしかさういふふうに例外があつた。私はこれだけで一つがんばれぬかと実は思ふのです。非常にこまかいこともあらうかと思ひますが、そのまゝ従前の旧町村の権利義務を承継する。こんなものは当然なんです。一々徴税のこと何だといふことになれば、もう地方自治法全部これはこまかく改正しなければならぬ。税法は特に住民の権利義務に直接關係があるからといふ意味もありましようけれども、できれば法は簡單明瞭であつた方がいい。地方税法なんか複雑であつてはなだどうもしょうとにはわかりにくいし、特に合併した人口一萬ぐらゐの町村の税務係なんていうものはなかなかそこまで人がそろいません。そういう面からいってこの町村合併促進法の特別規定だけで押していく、あとは自治庁の通牒が何かで、問ひ合せがあつたらこいうことでやれといふ指示をしていく——純理論からいへば、法律違反の面も出てくる疑いもなきにしもあらずと思ふが、こんなことを一々こまかくやつておつては、大精神とするところの三年程度で地ならしをする、一本の世帯になるといふことが、それが今後何年でも続くことにな

りはせぬかと思ふのです。どうですか。

○奥野政府委員 どうもずっと条文を讀みまして、何かこいうことで不均一の課税をずっとやつていくやうな感じになつておるやうでありますけれども、実は私たちがこの案文を作りますときは、そんなことは毛頭考へておらなかつたのであります。ただ引き継ぎました当初におきまして、一体どういふやうな課税方式をとるか条例ができていない場合に、どうやつて税務行政を進めていくか、こいう問題があるわけでありまして。それと同時にその年、あるいはその前年なりにおきまして、法人税割が納められていない、あるいはまた個人所得割が課税漏れになつて、こいう場合に新団体の条例で課税をしていくのか、旧団体の条例で課税していくのか、こいうこともはつきりしないのであります。それとしますと税務行政をどう運営していくかといふことはつきりしませんので、当座の処置をはつきりさせるために、こいう規定を置いたのであります。当然翌年度になつて参りますと統一した条例を作つてもらうことを期待しておるわけでありまして。どういふことから中井さんがこいう御心配を持たれたのかよくわかりませんが、それは、われわれの規定の書き方もあるいは注意が足りない面があつたかもしれませんが、運営におきましては今申し上げたやうな趣旨でございますので、こいう考へ方は強く出していかなければならぬと思つております。御指摘のやうに不均一の課税が継続的にいつまでも新団体になつてからも行われていくといふことは、好ましくな

うか、これを一つお話し願いたいと思
います。

○奥野政府委員 具体的に個々の税目
につきまして、実はさういふ調査はない
わけでありまして。ただしかしながら国
税につきましても昨年補正予算の際に
法人税を一挙百五十億増額計上した
ように記憶しております。もし法人税
を百五十億増額計上いたしませんけれ
ば、法人税の自然増収が百五十億あつ
たじゃないか、こういふことにもなる
と思うのでありまして、補正予算の際
にどこに財源を当て込んで予算を組む
かというところで、結果的に税収入が予
算よりもどう上回ったかという間だ
と関連してくるという感じを持つてお
ります。もちろんデフレ経済下でござ
いますので、直接税の方が徴収が非常
に困難であるという事実はその通りだ
と思ひます。

○北山委員 そうしますと、地方税に
ついてははつきりとしたさういふ傾向
を現わすものがないというわけござい
ますか。

○奥野政府委員 法人事業税あるいは
法人税割につきましては、当該年の所
得を使っているわけでありまして、す
べからず、事業税にいたしたとしてもあるいは
所得割にいたしたとしても、前年の所得
を課税標準にしておりますので、特に
前年所得が決定してしまつた以上は異
同は生じないわけでありまして。徴収成
績の問題となつて参りますと、個人事
業税の基礎控除が引き上げられました
り徴収率が引き下げられたりしてお
ります関係上、むしろ前年よりは非常
に大きく徴収成績が上つてきておりま
す。

○北山委員 実は法人事業税ばかり
じゃないのです。一般的なお話を聞い
ているのですが、特に地方税の徴収成
績がどうかという事なんです。要す
るに経済の不況と税の徴収ということ
は、常識的に考へても、われわれ地
方の団体の人々から聞かされても、
税金が納まらなくて困る、税の滞納と
いう問題が、やはり地方赤字財政の一
つの大きな原因であるわけですね。普
通は、常識的にはさういふように見え
るのですが、数字的にこれがどういふ
ふうに現われておるかという事をお聞
きしておるのではありません。それか
ら同時に、この前にもさういふ点を指摘
したのですが、地方団体は、税の滞納が
多くなつて徴収がむずかしくなるとい
ふことになると、できるだけ課税額と
いうものを伸ばすのです。水増しをす
るというか、なるべく課税額をふやし
ておいて、そして徴収率が悪くても予
算額だけは取ろう、こゝろいつたよう
なことをやる傾向がある。従つて徴収
率、収入率というものは、予算との比
較にならなくて課税額との比較でなけ
ればならぬ。課税額との比較が非常に
開きがあるという事になれば、そこで課
税のやり方自体にいろいろ問題がある
と思うのです。そこでこれは検討しな
ければならぬということになるので、
ただ予算額だけのものを年度内に確保
したということだけでは、私どもは問
題の表面だけを捉えているのであつて、
その裏面を一向把握していないとい
うことになると思う。そこで予算に対
してはさういふことでありますが、さ
らに課税額に対してどれだけ収入
率、徴収率があるか。これは昨年度
税にもさういふ情勢が現われており

ますので、非常に大きなというか、重
要なことであると思ひますので、ど
ういう率になつておるか、その数字、そ
のパーセンテージ、傾向というよう
なものをお聞きするわけです。

○奥野政府委員 前段の方の問題につ
きましては、府県税でありまして、個
人事業税が一つの目的になると思ひ
ます。これは先ほど申し上げまし
たように、前年度よりも非常に成績
が上つてきているわけでありまして。市
町村税であります。固定資産税が一
つの検討の目途にならうかと思ひま
す。ところが市町村税につきまして
は、なお数カ月見ましても全体のそ
うした実績がわかりませんので、現在の
ところちよつと予測がつきかねてお
ります。なお私たちが徴収率と言ひま
すのは、予算額に対する収入済み額
の割合にございまして、課税済みの
額に対する収入済み額の割合、北山さ
んが御指摘になりましたような意味で
の事を申し上げているわけでありま
す。これもいつか申し上げたいと思
ひますが、昭和二十五年度が、府県税、
市町村税合算して七七・七%、昭和
二十六年度が八一・九%、昭和二十
七年度が八二・五%、昭和二十八年度
は八三・五%というふうになつてお
るわけでありまして。二十九年度は、十二
月末日現在と比較して、前年同期より
も三・六%上昇いたしております。

○北山委員 その問題は、総体の税の
徴収率——これはたとえば電気ガス税
であるとか、あるいはいろいろ割に徴
収の容易なものがあるわけですね。ま
た逆に非常にむずかしい面もあるわけ
で、全体の率だけでは何とも言へない
のじゃないか。しかし私どもは常に注

目をして、そしてこの見込み違いと
か、あるいは課税のやり方について無
理のないようにするために、税の徴
収工合というものをよく注意をしてお
らなければならぬと思ひます。

次に、今度損害保険会社について外
形標準課税に改めたわけですが、自治
庁としては、外形標準によつて事業税
を収入金額にかけようという事を、ど
ういふ基準で今後ともおやりにな
る考へであるか。あるいは外形標準で
事業税をかけることが適當であるか。
やっぱり何かそこに理論的な一つの基
準がなければいかぬと思ひますが、
どういふふうにお考へになつておりま
すか。

○奥野政府委員 将来外形課税の範囲
をどう広げていくとかいふふうなこ
とは、現在のところ考へていないわけ
であります。ただ現在外形課税を行な
つておりますものにつきましては、三
つの類型があると思ひます。

第一の類型は、国が料金統制を行
なつておる企業でありまして、しかも
その企業が独占的な形態を持つてい
る、これが一つであります。料金統制
を行なつておるもので、料金をき
めず場合に、府県にどの程度の事業
税を負担すべきかということもあわせ
検討すべきかと思ひます。料金に
金に織り込まれた場合には、独占
の形態を持つておる以上は、そ
の料金が必ず守られると思ひます。
す。電気のごときがその例でありま
す。必ず守られるものなら、料金を
きめる場合に織り込まれたものだけ
は事業税として府県へ支払つてもら
う。そのためには売上金額の何パー
セントを事業税とするというふうなきめ

方をするのが、一番適當だと思はれる
わけでありまして。

第二の類型は、企業が相互組織を
とつておるものでありまして、生命保
険業がこれに類すると思ひます。相
互組織をとつておるもので、通常
利益と思はれるようなものが増加し
てしまひます。これをすべて配当とし
てしまひますと、自然税法上の利益と
いうものは上つて参りません。相當な
規模で事業を行なつておるにもかか
りませず、事業税を負担しないとい
ふことになつてしまふのであります。
そこでさういふ相互組織の形態の
生命保険事業のようなものにつきま
しては、収入金額を課税標準にして税金
を負担してもらふ、こゝろいふことにな
るわけでありまして。

第三の類型が今回さういふとして
あります。損害保険事業であります。損
害保険事業は、事業の性格からいたし
まして、資産の運用によりまする収益
というものを中心にして運営されて
参つておるものであります。事業税の課税標
準としましては、なるだけ重複課税
を避けたらという意味から、法人税の
課税標準であります所得を原則とし
て、そのまま使うことにいたしてお
るのであります。法人税の場合には配
当を支払いますと、支払った法人の段階
で法人税が課されておるから、配
当を受け取つた法人の段階におきま
しては、この配当を益金に算入いたしま
して、従ひまして損害保険事業につ
きましては、収益の大部分が配当所得な
んでありますけれども、配当所得が益
金に算入されません。従つて法人税の
課税標準となる所得というものが、事
業の規模から考へました場合に、少

に失するわけでありませう。従いましてこの事業につきましても、配当所得は益金に算入する、課税標準にとつていくという行き方も一つあるようでありませうけれども、一体そういう例外をどこまで広げたいのだからかというふうな問題も起つて参りますので、自然生命保険事業に準じて、収入金額を課税標準とするように今回改めたい、かように考えたわけでありませう。現在のところこの三つに類型を区分することができると思つております。

○北山委員 その第一の料金統制を受けて独占的な形態をなしておるような事業というのは、たゞ税金をかけても、それは料金の中に確保される、こういう趣旨でありますから、結局それは消費者に転嫁される、こういうことを前提としてかけておる、こう見ていいわけですか。

○奥野政府委員 消費者に転嫁されませうか、あるいは企業の合理化で吸収されませうか、料金をきめます場合にどう算定するかということにかつてくると思ひます。しかしいづれにしても電気事業の諸経費というものは、結局利用者において負担されるわけでありませうので、事業税もまたもうけの中から払ふ税金というよりも、経費の中から払ふ税金と考えられます。従いましてそういう意味では、消費者に転嫁されるのだ、こういう言い方もできようかと思ひます。

○北山委員 今の御説明だと、そういうふうな疑問が出てきましたのでお伺いしたのですが、そうすると電気ガスについては、御承知のように電気ガス税というものを別に消費者から

とつてあるので、消費者はそういうふうな独占事業についての事業税をその料金部分の中でまたダブつて払いつつ、さらにまた電気ガス税で二重に払うような感じがするもので、どうも先ほどの説明だと私はちよつとおかしいのじゃないかと思ひます。それから損害保険会社についての説明でございませうが、保険料の三五%となつておりますが、これはいづゆる経費率を基準としたわけですか。

○奥野政府委員 前段の方の問題は、企業の利潤でありませうけれども、結局消費者が支払つてゐるということになるのだらうと思ひます。料金統制を行なつていきませうと、その料金だけは全部消費者に払つてもらうものでありますので、そういう意味においては消費者に転嫁されるということになると申し上げたわけでありませう。課税方式といつたしましては、あるいは取得の段階で課税いたしましてあるいはまた流通の段階で課税をいたしまして、あるいは消費の段階で課税をしたりするわけでありませうが、事業税は電気に対しましてやはり一つの取得課税の形式をとつてゐると思ひます。電気ガス税の方は消費課税の形式をとつてゐると思ひます。事業税の税率は一・五%でありませうけれども、電気ガス税の税率の方は一・〇%ということになつておるわけでありませう。大体現在の電気ガス税は消費税的なものに純化して参りまして、純工業用のものは課税から除外するようになつて参つております。家庭用の電気につきまして、特に消費課税的な運営をすることによつて、ある程度所得の多い人から消費段階においても重い税を負擔してもらひたい、こういう考え方に立つておるわけでありませう。

○北山委員 あつたの答へがなかつたのですが、損害保険会社について……

○奥野政府委員 後段の方の問題は、保険料として徴収いたしましたものを、事故がありまして場合には保険金として返して行くわけでありませう。言いかえれば銀行預金のようなものだと思ひます。こういうものを純保険料と呼んでゐるようでありませうが、純保険料を除きました保険料、これを付加保険料と呼んでゐるようでありませう。この付加保険料の率として、それぞれの保険の種類に応じて二〇%とか三五%とかいろいろな率をはいていくわけでありませう。北山さんがおつしやいませうな経費率プラス利潤率、これが大体その率に當つてゐる、こういうもののじやないだらうかと思ひますのであります。

○北山委員 私の聞いておる損害保険会社の経費率というのか、付加保険料の部分または保険料のうちの四八%くらいに當つておると思ひますが、これは一昨年あたりの統計によると四八%くらいに當つておると思ひます。それとそれと三五%はちよつと食い違ひがあるようでありませうが、それが違つて来た理由を伺ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 現在の運営の状況をそのまま押えて参りますと、付加保険料が非常に高い率になつて参ります。従いまして現状のままを押えて率をきめませうと、損害保険事業の税負担が急激に非常に増加することになるわけでありませう。しかもまた現在の付加保

險料のままでよろしいかどうかということをお考えませうとせひ付加保険料の率をもつと下げられるように企業の運営を合理化してもらひたい。私たちがこういうふうな考へておるわけでありませう。そこでいろいろ考へました結果、現在の付加保険料に當ります分から代理店手数料として支払つておるものを引いたものを逆算して、付加保険料の率を出したわけでありませう。これが正しい行き方だと思つてゐないものでありますけれども、これを引いたものが將來あるべき理想的な付加保険料の率として考へられるのじやないか、

○北山委員 この考へ方では、現在の付加保険料はもつと引き下げられてこなければならぬ。それでは一体どの程度を適當とするだらうか、こういうことを考へて参りますと、過去の時代のものがそのまゝいわけでもありませんし、外国のものがそのまゝいわけでもありませんし、いろいろ考へました末、今申しましたような計算の仕方をして、あるべき付加保険料の率として、こういう率を肯定しようとしたわけでありませう。

○北山委員 ここで話してもどうかと思ひますが、損害保険会社、特に火災保険については、課税上は別個に考へなければならぬのじやないかというふうに思ひます。今のようなやり方、一つの手法ではございませうが、損害保険といふものは普通の金融機関などと違つた特殊な性格を持つておるわけでありませう。現在の実績から見ると保険料の二〇%にも足らないものを損害保険金として払ふにすぎない。今のお話のように五〇%近くものを経費に使つ

ておる。そのうち代理店経費が一五%くらいだ、本社費が三五%くらいだといふようなことで、今回は三五%の分についてかけるわけですが、何らか別個の課税のやり方をしなければならぬのじやないかと思ひます。ことに先ほどお話のように配当所得についての免税といふか、そういう措置があるから、それを補う意味で外形標準でいくといふことではありますから、何かその辺にも工夫されなければならぬのじやないかといふふうにも考へられるわけでありませう。大体事業税については以上であります。

○大矢委員長 他にございませうか。

○中井委員 議事進行ですが、私は遊興飲食税その他改正をしないことでも、これについてこでいろいろお尋ねしたいわけでありませう。きよ全部終るなりたいわけですが、私はとうてい終らないと思ひますので、きよはここの程度にしたいので、明日か明後日か一日で、ずつとしまいでやるといふことにはどうですか。

○大矢委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○大矢委員長 速記を始めてください。

それでは本日はこの程度にとどまして散会いたします。

なお次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後三時五十九分散会